

## 子どもの医療費の新たな助成制度について

### 1 制度の趣旨

原子力災害は、県民の生活に深刻な影響を与えており、多くの県民が県内外での避難生活を余儀なくされ、福島県の子どもの人口は大きく減少し、社会基盤が根幹から揺らいでいる。

そうした中、子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりを進めることは最重要課題であり、子どもたちが安心して医療が受けられるように、子育て支援策として 18 歳以下の県民の医療費無料化を行う。

### 2 制度の内容

(1) 事業名 子どもの医療費助成事業

(2) 実施主体 市町村

(3) 補助対象者

小学校 4 年生から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者で、県内の市町村に住所を有する者

現在県内の全市町村で小学校 3 年生までの医療費について助成を実施していることから、現行制度と新たな制度を組み合わせることにより、18 歳以下の県民の医療費無料化を図る。

〈現行制度(乳幼児医療費助成事業)の概要〉

就学前の児童を対象とし、市町村に補助している。

(補助率 1/2、補助要件 あり)

(4) 補助率 10/10 (県が全額補助)

(5) 補助要件 なし

(6) 実施時期 平成 24 年 10 月 1 日から

6 月定例県議会に関係予算案提出予定

(7) 子育て環境の整備状況、子どもの人口動態、県内医療費の動向などについて検証を加えながら、事業の継続性を可能な限り図ることとする。